東浦町まちづくり部建築施設課建築係宛て

東浦町空家等の適切な管理に関する条例（案）に対する意見

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所  (法人その他の団体の場合は所在地) |  |
| 氏　名  (法人その他の団体の場合は法人名又は団体名) |  |

意見

|  |
| --- |
|  |

１　住所、氏名、意見をご記入のうえ、郵送（必着）、FAX、または直接、建築施設課へ提出してください。

２　東浦町内に住所を有しない方で、東浦町内の会社・学校に通勤・通学をしている方は、住所の欄にその所在地及び名称を記載してください。

(提出及び問合せ先)

〒470-2192　東浦町大字緒川字政所20番地

東浦町まちづくり部建築施設課建築係

電話　　 0562-83-3111(内線264)

FAX　　　0562-84-6422